

気象警報等の運用変更に伴う臨時休校措置について

＜臨時休校措置＞について

I 【気象警報の発令による臨時休校措置】

1. 該当する警報の種類
 - a. 全てのレベル4の危険警報（大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮）・全てのレベル5の特別警報
 - b. レベル3の暴風警報
2. 堺市を含む大阪府内に上記の警報（以下、「該当警報」という。）のいずれかが発令されているとき下記の措置をとります。
 - ①午前7時現在該当警報が解除されている ⇒ 平常授業
 - ②午前7時現在該当警報発令中 ⇒ 臨時休校
3. 堺市を含む大阪府内に該当警報が発令されていない場合は平常どおり授業を行います。
なお、堺市を除く大阪府内にのみ発令されている場合、その地域から通学している生徒は居住地域の該当警報をもとに上記措置に従うこととします。ただし、居住地域の状況によって登校が困難な場合は自宅待機とします。
4. 土曜日・日曜日・祝祭日・休業中については、該当警報発令中の登校は禁止します。
5. 定期試験及び模擬試験等実施時における臨時休校措置については、別途連絡・対応することとします。

II 【交通機関の運行停止がある場合等・その他】

- ①該当警報が発令されていない場合においても、悪天候・公共交通機関の運行停止・天災等により、生徒が安全に登下校することができないことが予想される場合は、校長が臨時休校や早期下校等を判断します。
- ②大阪府教育庁が休校を発表した場合（テレビ・ラジオ等によって）は、上記にかかわらず休校とします。
- ③教職員の出勤が困難なことや災害に伴う電話回線の混乱が予想されますので、電話による学校への問い合わせは控えてください。

令和8年6月2日改訂
6月26日修正